

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和5年4月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和3年4月版)	摘 要
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>(一部修正) R3 国改正 共通仕様書に掲載し、特記仕様書を廃止</p>
<p>1-1-1-19 建設副産物</p> <p>7. 再生資源利用計画及び再資源利用促進計画 受注者は、資源有効利用促進法に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出し、説明しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した説明書についても施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。</p> <p>8. 再生資源利用実施書及び再資源利用促進実施書 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、発注者に提出し、報告しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは再資源化等報告書についても監督員に提出しなければならない。</p> <p>9. 建設副産物情報交換システム 受注者は、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p>	<p>1-1-1-19 建設副産物</p> <p>7. 再生資源利用計画及び再資源利用促進計画 受注者は、当該工事が建設資材利用及び建設副産物発生・搬出の有無にかかわらず、工事請負代金の額が100万円以上の場合には、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を所定の様式に従い作成し、施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した説明書についても施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。</p> <p>8. 再生資源利用実施書及び再資源利用促進実施書 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を発注者に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは再資源化等報告書についても監督員に提出しなければならない。</p> <p>9. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>(一部修正) R5. 1. 1 法令改正 特記仕様書の内容と整合</p>

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和5年4月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和3年4月版)	摘 要																																				
<p>2-2-3-5 フィラー</p> <p>1. フィラー</p> <p>フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュ及び鉄鋼スラグなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉及び鉄鋼スラグの水分量は1.0%以下のものを使用する。</p> <p>2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲</p> <p>石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト、フライアッシュ及び鉄鋼スラグの粒度範囲は、表2-2-13の規格に適合するものとする。</p> <p>表2-2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュ及び鉄鋼スラグの粒度範囲</p> <table border="1" data-bbox="240 594 1231 730"> <thead> <tr> <th>ふるい目(μm)</th> <th>ふるいを通るものの質量百分率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>90~100</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>70~100</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 石灰岩以外の石粉等の規定</p> <p>フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び鉄鋼スラグをフィラーとして用いる場合は、表2-2-14の規格に適合するものとする。</p> <p>表2-2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び鉄鋼スラグをフィラーとして使用する場合の規定</p> <table border="1" data-bbox="240 1001 1231 1155"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塑性指数 (PI)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>フロー試験 %</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>吸水膨張 %</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>剥離試験</td> <td>1/4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>また使用する鉄鋼スラグは、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグを素材とし、破碎等を行い粒度調整を行ったもので、未熔融物、有機物等を含まないものとし、以下の規定に適合しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2.6g/cm³以上の密度を有すること。 • 加熱変質が無いこと。 • 安全に関する品質は、JIS A 5015:2018「道路用鉄鋼スラグ」の「8 検査」で規定している「環境安全形式検査」及び「環境安全受渡検査」に合格することとする。なお、「附属書D 道路用鉄鋼スラグの環境安全品質試験方法」で規定している「D.4 環境安全形式試験方法」は、利用模擬試料を用いるものとする。 	ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)	600	100	150	90~100	75	70~100	項目	規定	塑性指数 (PI)	4以下	フロー試験 %	50以下	吸水膨張 %	3以下	剥離試験	1/4以下	<p>2-2-3-5 フィラー</p> <p>1. フィラー</p> <p>フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。</p> <p>2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲</p> <p>石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2-13の規格に適合するものとする。</p> <p>表2-2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲</p> <table border="1" data-bbox="1457 594 2448 730"> <thead> <tr> <th>ふるい目(μm)</th> <th>ふるいを通るものの質量百分率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>90~100</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>70~100</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 石灰岩以外の石粉の規定</p> <p>フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2-14の規格に適合するものとする。</p> <p>表2-2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定</p> <table border="1" data-bbox="1457 1001 2448 1155"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塑性指数 (PI)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>フロー試験 %</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>吸水膨張 %</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>剥離試験</td> <td>1/4以下</td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)	600	100	150	90~100	75	70~100	項目	規定	塑性指数 (PI)	4以下	フロー試験 %	50以下	吸水膨張 %	3以下	剥離試験	1/4以下	<p>(一部追加)</p> <p>鉄鋼スラグの規定を追記</p>
ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)																																					
600	100																																					
150	90~100																																					
75	70~100																																					
項目	規定																																					
塑性指数 (PI)	4以下																																					
フロー試験 %	50以下																																					
吸水膨張 %	3以下																																					
剥離試験	1/4以下																																					
ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)																																					
600	100																																					
150	90~100																																					
75	70~100																																					
項目	規定																																					
塑性指数 (PI)	4以下																																					
フロー試験 %	50以下																																					
吸水膨張 %	3以下																																					
剥離試験	1/4以下																																					